

令和4年11月9日

各務原市内介護保険施設等 各位

平素より市介護保険行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。  
この度、岐阜県より標記補助金について申請受付開始の通知がありましたので、対象となる事業所かつ交付を希望される場合は下記のとおり申請をお願いします。

なお今回の募集は、11月より拡充された『2方向から出入りできる家族面会室の整備事業』についての申請のみです。

○拡充内容（以下を新たに追加）

- ・家族面会室の複数設置や拡張
- ・家族面会室における簡易陰圧装置、換気 設備の設置
- ・家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置
- ・家族面会室がない場合の新規整備

○受付期間

12月2日（金）まで（地域密着型施設等は11月18日（金）まで）  
※申請期間内に予算額に達した場合は受付終了

○申請窓口

- ・地域密着型施設等⇒市介護保険課施設指導係
- ・上記以外⇒岐阜県高齢福祉課施設整備係

○補助金についてのお問い合わせ先

- ・岐阜県高齢福祉課 058-272-1111（内線2969）

○当該補助金に係る岐阜県ウェブサイト

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21260.html>

以上、ご確認のほどよろしくお願いたします。

★-----

各務原市役所 健康福祉部  
介護保険課 施設指導係 若山

TEL : 058-383-2067 (直通)

FAX : 058-383-6365

mail : [kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp)

